

## 翻 訳

# ヤーコプ・グリム『彼の免職について』

Jacob Grimm, Über seine Entlassung, Basel 1838.

稻 福 日出夫

### 訳者まえがき：

以下に訳出するのは、ヤーコプ・グリム（1785-1863）が、1838年にスイスのバーゼルで出版した弁明書『彼の免職について』である。ドイツ国内での発刊は許されなかった。この著は、彼の『小品集』第1巻に収められている。Jacob Grimm, Kleinere Schriften, Bd. 1. Hildesheim 1991, SS. 25-52. 但し、原語を記載する際は現代の通常の表記法に改めた。

ヤーコプは、1837年の暮れ、ハノーファー政府から国外追放処分を受け、8年間勤めたゲッティンゲン大学を辞することになった。これは、その件に関する彼の弁明書である。同年12月17日早朝、彼は、他の同僚二人と共に、ゲッティンゲンを発ち、故郷カッセルに向かった。故郷カッセルで、まだそこに住んでいた5歳年下で画家の末弟ルートヴィッヒ・グリム（Ludwig Emil Grimm）の世話をになりながら、将来への不安のなか、翌38年の1月12日から16日にかけて一気に書き上げられたものである。同じくゲッティンゲン大学を免職となった弟ヴィルヘルム一家も、38年10月にはカッセルに移住し、また兄弟共に過ごすようになる。

ヤーコプが、この弁明書を書くに至った経緯を略述する。1837年6月、ヴィルヘルム4世が死去すると、代わって新国王エルンスト・アウグストが即位した。新国王は、先王が1833年に制定した憲法に否定的で、即位のためハノーファーに到着した翌日、6月29日には、それまでの全国議会を停会した。続いて、その議会を解散

し、これまでの内閣を廃止した。さらに同年11月1日の勅令で「現憲法の廃止」を宣言するに至る。そして、憲法が廃止された以上、官吏（大学教授もそれに含まれる）は、当然に現憲法に対する誓約的な義務を解除される、というのである。こうして、1819年憲法を復活し、それに基づいて議会が召集され、そこで新憲法が提案される、という目論みであった。さらに、11月14日の勅令では、改めてすべての官吏に対して、国王への忠誠を誓約することを要求した（「宫廷革命」）。そのような国王側からの矢継ぎ早の策動に対し、国王の一方的な意思で憲法が無効とされるはずではなく、従って、国民は、まだ33年憲法の誓約に義務づけられている、という異議申し立てがなされた。とくに、ゲッティンゲン大学の7名の教授は、11月18日付で、ハノーファー大学監督局宛てに、「抗議文」を送付した。そのなかで彼らは、「本王国の国家基本法はその賢明な抑制と賢慮の故に全ドイツで賞賛されて来た」。「国家基本法が等族会議の側からの更なる審議と弁護なしに、ただ権力の介入によって廃棄されてしまうような事態を黙過してしまうことは署名人の良心に反することなのである」と述べる。それ故、官吏は、就任の際、憲法を遵守する宣誓をしたのであるから、憲法違反の選挙に参加することはできないし、こうした選挙を認めるわけにもいかない、と主張した。この抗議文の末尾は、いかにもヤーコプ・グリムの志操が滲み出ているような次の文章で終わっている。「我々は教授の職務を誠実に遂行しつつ、学生達が過激な政治的行動に走らぬよう注意し、力の及ぶ限り、学生達のラント政府に対する忠誠を確保するよう努力してきた。しかし我々の教授としての活動が成果を認め得るか否かは、専ら、我々の理論の学問的価値にではなく、我々の人格的純粹性に懸っている。宣誓を易々と破る輩として学生の面前に我々が立ち現われるならば、その途端、我々の教授としての活動の成果は灰燼に帰してしまうことであろう。自己のなした誓約を破り捨てたばかりの不埒漢によつて再度なされる忠誠の誓いなるものは、国王陛下にとって一体何の意味があるのであろうか」。なお、この抗議文の全文は、河上倫逸『法の文化社会史』（ミネルヴァ書房、1989年）172-174頁に訳出されている。

こうして、1837年初夏に即位した新国王エルンスト・アウグストの出した憲法廃止の勅令に端を発したハノーファー王国の憲法紛争は、同年末に、この抗議文書に署名した7名のゲッティンゲン大学教授を免職処分とする事態に発展した。ゲッティ

ンゲン大学七教授事件 (Göttinger Sieben) である。ここで 7 名の教授を署名順に列挙すると——。ダールマン (Fr. Chr. Dahlmann, 1785-1860) 歴史学、国家学。アルプレヒト (W. E. Albrecht, 1800-1876) 私法学、国法学。ヤーコプ・グリム、言語学、文法、法古事学。ヴィルヘルム・グリム、法古事学。ゲルヴィーナス (G. G. Gervinus, 1805-1871) 歴史学。エーヴァルト (H. G. A. Ewald, 1803-1875) オリエント言語学。ヴェーバー (W. E. Weber, 1804-1891) 物理学。署名した 7 人の教授たちの講義科目が多岐にわたっていることも注目されるが、法学部所属のアルプレヒト以外は、6 名ともみな哲学部に所属していた。なお、ヤーコプ・グリムの肩書きは哲学部正教授兼次席司書官で、図書館兼務となっている。

「ダールマンによって起草され、ヤーコプ・グリムによって加筆された」といわれるこの抗議文書に、上記の 7 名の教授が署名した。それで、7 名とも免職処分を受けることになったわけであるが、首謀者とみられたダールマン、アルプレヒト、ヤーコプの 3 名は、処分を受けた日から三日以内の国外退去、という厳しいものであった。但し、その理由としては、ヤーコプがこの弁明書でも述べているように、この抗議文を第三者に漏らしたという点にあり、そのことが国外追放の口実にされたのであった。残る 4 名は、静粛でいることを条件に、免職後も国内に留まることは許された。が、全員相次いで、ゲッティンゲンを去っている。以後、数年にわたり、ゲッティンゲンにおいて「大学の輝きは、今や全く色褪せてしまった」といわれている。東畑隆介「ハノーファー王国の憲法紛争」同『ドイツ自由主義史序説』(近代文藝社、1994年) 所収、170 頁参照。そこでは学生数の学期毎の推移も紹介されていて興味深い。

ところで、国外追放の処分をうけた 3 名の教授は、ここに試訳したヤーコプの弁明書のほか、ダールマン『理解してもらうために』Zur Verständigung, Basel, 1838. アルプレヒト『ゲッティンゲン七教授の抗議と免職』Die Protestation und Entlassung der sieben Göttinger Professoren, Leipzig, 1838. といった弁明書を、それぞれ著している。そして、各人の専門分野やその人柄を反映してか、この三著作は相補うもので「歴史的政治的叙述のダールマン、法的問題を解明したアルプレヒト、倫理的考察の J. グリム」と評されている。千代田寛「『ゲッティンゲン七教授追放事件』の史的考察—国家権力と大学—(その 1)」(広島大学『大学論集』

第1集、1973年) 60頁参照。このような各々の資質を見逃していた点が、実はまた、国王側の失敗であったとも評される。つまり、彼らをまとめて国外追放に処したことが、「かえって非政治的なグリムを自由の象徴に祭り上げてしまった」というのである。堅田剛「ヤーコプ・グリムとゲッティンゲンの七教授事件」(『獨協大学法学部創設25周年記念論文集』、1992年) 所収、22頁参照。このヤーコプの「弁明書」からも窺えるように、過激な行動を嫌悪し、元来、保守的性格を濃厚にもっていたと思われるヤーコプが、以後、事ある毎に自由主義者ヤーコプ・グリムとして政治舞台に担ぎ出されるようになる。しかし、そこの空気に耐えることができず、また書斎に戻ってくるのではあるが——。

ところで、ヤーコプの『小品集』第1巻に収められているタイトルは『私の免職について』(*Über meine Entlassung*) となっている。が、ここでは、1838年にバーゼルで発刊された表題の通り、敢えて『彼の免職について』とした。そのほうが、ヤーコプの心境を反映しているように思われるからである。そこら辺の事情については、高橋健二『グリム兄弟』(新潮社、1968年) 175-177頁参照。また、この弁明書へのヴィルヘルムの関与も大きな問題である。が、ここでは触れず、今後検討することにしたい。なお、この試訳を進めるにあたって、上記の諸著作のほか、橋本孝『グリム兄弟とその時代』(パロル舎、2000年)、G. ザイツ、高木昌史・高木万里子訳『グリム兄弟一生涯・作品・時代一』(青土社、1999年)、堅田剛や國分典子(「ゲッティンゲン七教授事件と天皇機関説事件」『法学研究(慶應大学)』68巻2号、1995年)、春田伊久蔵の一連のグリムに関する諸論稿、とくに春田「Jacob Grimmと異国の学都Göttingen」(『明星大学研究紀要(人文学部)』13号、1977年) を参考にさせていただいた。それらの先行研究がなければ、私にとって読み進めることはできなかった。記して謝意を表したい。それでも、思わぬ誤解、誤訳があるやも知れない。ご指摘下さればありがたい。加えて、本学総合文化学部の伊波和正教授(英文学)からは、多忙の中、ラテン語についてご教示をいただいた。永年にわたる先生のご指導に感謝したい。

ヤーコプ・グリム『彼の免職について』

「誓いは何処へいったのか」

War sint die eide komen ? Nib. 562, 3.

静かな我が家を襲つたただならぬ雲行き・雷光は、広範囲にわたる人々の心をも揺り動かしました。それは単に人間的な同情心なのか、それとも衝撃が、電気を帶びてさらに広く覆い尽くしたということなのか。あるいはまた、自己の所有物が危険にさらされはしないかという恐怖心も、同時にそれに加わっているのだろうか。正義の力 (der Arm) によってではなく、無法な暴力によって、私は、自分を招聘してくれた或る国から出て行かざるをえませんでした。そこで私は、8年間、信頼するに値し名譽ある職務を忠実に果たしてまいりました。12月16日、私が国境を越えたとき、或るおばあさんが孫に向かってこう言っていました。「あの御方にちゃんとご挨拶なさい。あの御方は国外追放者 (ein Flüchtlings) のよ」。私は、一体どこで、そう呼ばれたのか。自分の生まれ故郷で、そう呼ばれたのであります。同じ日の夕方、その故郷において、私は嫌々ながらであっても、ともかく迎え入れられましたが、[一緒に国境を越えてやってきた——訳注] 私の同行者たちはそこで安住することを許されず、そこをも追放されてしまいました。

物事の本質を見たいと思うすべてのひとにとって、その意図が明らかであり、またそれへの判断が困難ではない行動については、沸き起った興奮をすぐさま表現するというのではなく、その行動が開始された当初は静かに見守っていたって許されることであります。しかるに、私には、友人や見知らぬ人々から、愛情に満ち、光栄に思われる思いやりや共感が寄せられました。個々に見ればなるほど、そうした同情のなかには、その人の性格を示すかのような、気が弱く胸を締め付けられるような思いで書き綴られたものも混じってはおりました。自らそうしなければならなかつたように、そのように行動したとき、私は、もとより、拍手喝采を欲しがつたわけでもないし、非難を怖れていたわけでもありません。しかし、嫌悪を催させる声も漏れ聞こえきました。上品な人々の声は、私に利口さが欠けているといい、傲慢な人々の声は、私に良識が無いといつておりました。さらには、私に卑しく品位のない下心があったのだと、あらかじめ決めてかかった嘲笑的な声さえ耳にしま

した。が、それは、あたかもカラスが、死んだとみなした人間の眼を嘴でつつき出そうと飛んでくるのと似ております。私は、自らの権利を擁護せずしてそれを投げだし、縦横に入り乱れて進展する日々の世評によって曲解されるが今までかまわないと思うほど、無気力で軟弱な冷静さを装える性格ではありません。すなわち、私の確たる良き権利 (mein gutes Recht) は、たとえそれを主張することが世間にとて大したことではないように思われたとしても、その権利は、私にとって、これまで私が獲得したものすべての総体を内に含んでいるのであります。故に、私は、恥じることのない良き権利を、冒瀆されることなく大事に守り抜こうと思うのであります。真実だけが長続きするものです。しかしながら、真実を公然と認めることのない悪意に満ちた考え方や優柔不断な考え方も、真実から来る痛みを、秘かに感じているのであります。世間には、権利 (das Recht) にかんして思考し教育する人々が大勢います。しかし、彼らは、権利に基づいてそのように行動しなければならない場面に直面するやいなや、懷疑の念や小心翼々とした態度でもって、不安がって怖じ気づき、ついには後込みしてしまいます。こうした疑念は、街路上の敷石のあいだから割って芽を出している雑草に似ています。というのも、その多くは一掃されるのですが、それでも根絶やしにすることはできず、時間が経てば、ふたたびあらゆる場所に広がり、敷石を覆ってしまうのです。素朴で潔白な語り部の力は、欺瞞や変節の前に立ちはだかり、それを暴くにちがいありません。その語りは、思いやりをもって寛大ではあるが、自由に、臆するところなく為されるであります。これまでの経緯、その真相を語ることによって、以前の傷口を早々にふさぎ、癒しを求めるということではありません。そうではなく、かつて何が起こったのか、その様々な記憶を失わず、鮮明に保ち続けるためであります。もちろん、もっと時間が経てば、きっと傷口もすべて癒合するであります。自分自身のために、たとえそれが公正な防御のためとはいえ、そのために喜んでペンをとるひとは、誰もいません。誰が、好奇心にそそられた眼差しに向かって、喜んで自分の家の扉を開けるだろうか。そのような場合、ひとは自分には関わり合いがないと気付いたならば、むしろ、こうした眼から逃れ、ひっそりとした隠遁生活を送るはずであります。

私の人生は、もしその宿命 (das Schicksal) 又は将来といったものが、自分自身の気質や志操しだいでどうにでも切り開かれるというものであったならば、学問

へのたゆまぬ努力、学問へ深く沈潜するなかで、危険に晒されることなく静かに安泰に流れていったことあります。ところで、今度で3度のことですが、これまで私が踏みならした小径に、茨が生い茂り、通り抜けることができなくなりました。そうした状況をつくり出した外的情勢は搖るぎないもので、そこには、かつて私が対抗せざるをえなかった力をはるかに凌ぐ力が作用しておりました。権力が私に、我が家のまどの火を運び去ること、それを或る新たな場所で吹き起こすことを強いるたびに、私は、権力というものを見る眼を自身に引きつけて考えるのであります。年少の頃から今日まで、いかなる政府からも、私や弟ヴィルヘルムには、奨学金や表彰が与えられるということは決してありませんでした。私にとって、表彰を欲することなど一度もなかったのですが、奨学金を必要とする境遇に立ち至ったことは、これまで何度もありました。しかし、一度たりともそれが与えられたことはなかったのです。[こうした経験によって育まれた——訳注] 他に依存しないという自主独立の精神が私の魂を鍛え上げ、それが、自覚を促す純粹性を傷つけようとする理不尽な要求に対して抵抗するのであります。私の弟は、さらに、そうした心根・志操 (eine solche Gesinnung) を彼の子供たちに伝えなければならない責務を負っています。私に代わって弟がそれを語り伝えるとすれば、もちろん、彼のやり方で述べられることになるでしょう。しかし、真剣な問題に対する彼の応答のどれをとっても、私と異なった見解が述べられるということはないはずです。いうのも、私が回答を求め汲み出した源泉は、彼をもまた育んでいるからであります。

私は、貧しいながらも律義な、しかし早くに亡くした両親のもと、ヘッセンで生まれました。そして今なお、私の故郷のもつている特性、それがたとえ欠陥や欠点といったものであろうとも、それらのものすべてに向き合いたい感情に襲われます。私の故郷は、物質的経済的な豊かさという点ではかなり見劣りしますが、先祖伝來の有為性・素晴らしいや、寡欲性・節度ある振る舞いという点では卓越しております。そして、両親は、私のごく幼少の頃から、こうした故郷の風土を、ともかくも祖国ドイツ (das deutsche Vaterland) の或る重要な要素として捉えるという習慣を身につけさせてくれました。そこで教えられたことは、祖国の名声と偉大さは故郷ヘッセンをも輝かしいものにし、また、故郷が祖国のために差し出すことのできるものは喜んで受け取ってもらえるにちがいない、ということでした。私は祖国

に提供できるものを蒐集しようと思い立ちました。そして、それを果たしている間の私の仕事は、祖国ドイツの見栄えのしない、それどころか蔑まれてさえいた状態や特性を探求することに向かっていきました。そこに私は照準を定めようと努めたのであります。私たちが外国人のもとで勤務していた時、その思いはますます強くなっていました。この研究は、当初、苦しい骨の折れるものでありましたが、しかし、非常に慰めにもなりました。私は、ドイツが屈辱的な束縛に見舞われるのを、つらい痛みをもって眺めておりました。私の生まれた国 (mein geburtsland) は、その名前すら消されてしまいました。私には、ほとんどすべての希望が消え去り、すべての星が沈んでしまったように思えました。が、そのときやっと、難渋し徐々にではありましたが、構想していた仕事の脈絡をふたたび結びあわせ、悲壯な思いでそれらを記録しておくという作業がうまくいったのであります。私は、理由もなく、胸中ひそかに起ち上がったわけではありません。そして、私の仕事は進展していました。ドイツが解放され、ヘッセンが復活した後、それは、大いにやり甲斐のある仕事となり、私はその仕事に邁進していました。私が探究しようとする対象・主題に関して、かつてはそっぽを向いていた世論が、それに対して関心を持つようになり、好意的になっていったのでした。それから数年間、私たちは、つまり弟ヴィルヘルムと私は、以前からそうであったように、きっぱりとした態度で、決して離れることなく、互いに助け合いながら研究と運命をともにするなかで、穩当に、また節度をもって寡欲に仕事を続けることができました。そして、こうした研究の成果もあらわれてきました。それらは、狭いわずかな苗床・畠のうえに実ったものにすぎませんが、しかし、私たち自身の、固有の大地のうえで育まれていった果実であります。ところで、故郷において、これまでの私たちに対する処遇のままでは、経済的に苦慮することなく、自立して研究を継続していくことが困難であるように思われました。こうした折り、待遇改善に向けて要求できる絶好の機会が訪れました。が、これまで私たちが誠実に果たした職務からみて、当然期待されて然るべき昇進の道が、明らかに不条理な措置によって、突然塞がれてしまいました。そこで、移住することにしたのです。が、故郷を去るにあたっては、いずれにしても、ぎりぎりの、苦渋の決断を必要としました。私たちは、ゲッティンゲン大学からの招聘に応じることに致しました。世間を離れて引きこもってはいましたが、対外的に煩

わされることなく自由に活動できたこれまでの生活から、人前に出なければならぬ生活、そしてどちらかといえば、謹厳で型にはまつた生活へと、仕事場の環境を変えることは、心労を伴うものでありました。が、私たちは、そうした苦労をいとわず、ゲッティンゲンへ移住することにしたのです。こうした大学人としての生活様式は、大学での就業規則はずつと以前から決められており、これまで長く続いた慣習によって支えられている、という理由でもって主張され、守り通されております。大学における教員の職分は、教授する自由があると同時に、それがまた強制されもするという、一種独特な要素をもっております。しかも、教壇に立たなければならぬかどうかの選択が、しばしば、とうてい考慮に値しないような付隨的な情況によって事が運ばれているように思われます。私たちに課せられた職責を十分に果たすこと、そのことに私たちは、8年もの間ずっと一貫して努めてまいりました。その間、かつて故郷で過ごした静穏な生活に郷愁を覚えないでありませんでした。しかしながら、一方でまた、優れた人々との緊密な交流から生じる思いがけない恩恵に浴して、感謝の気持ちが起こってくることも確かであります。ゲッティンゲンでの暮らし方や職務上でのこうした新しい慣習は、あるいは、自覚しているよりもっと深く、私たちの内面に根を下ろしていたと思われます。しかし、私たちは、またもや、新しく慣れ親しんだこのような生活環境から、やむなく離れざるをえませんでした。それは、受諾するかどうかについて、その利害得失を慎重に比較考量することが許されているような或る申し出に応じた結果、その土地を離れていったというわけではありません。そうではなく、構想が練られ、実際着手されてもいた仕事のさなかに引きずり出され、果てしない遠方へと、突然追い払われたのでした。まさに、こうした事態は、心底ひとを傷つけるものであり、今のところ、弟との個人的な生活面ですら相互に断たれたままあります〔ヤーコプは三日以内での国外追放で、弟家族は、これが執筆された頃、まだゲッティンゲンにいた。——訳注〕。

一体、世事に疎く淡々と仕事を積み上げている人里離れた私の部屋を勝手に打ち鳴らし、侵入ってきて、外へ放り出したこの事件とは何であったのだろうか。まだほんの一年程前に、世間から離れて無害でひっそりとしたそれまでの暮らしが損なわれ、侮辱を受け傷つけられてしまうだろうなどと、誰が信じることができたであ

ろうか。理由はこうであります。かつて私を迎えてくれた或る国から、必然的に私に課せられた義務を破りたくなかつたためであります。そして、偽りの宣誓をすることなしには為し得ないことを私にそうしろと威嚇してきた時、私は、躊躇することなく、〔かつて宣誓した——訳注〕自分の良心の声に従おうとしたがためであります。思いもよらなかつた出来事が、突然、逃れることのできない運命 (Notwendigkeit) でもって私を襲い、連れ去っていきました。物静かに人生を歩んでいる男が、どうして、世間を騒がすほどの状態に陥ってしまったのだろうか。その格闘からは、その男が即座に従わなければならなかつた或る声 (ein Ruf) が響き渡っておりました。そこには、一歩たりとも回避することの許されない公的に重要な問題が結びついていることに私は気がつきました。しかし、私に対し、すぐさま秩序維持という義務と結びつけ諭した幾十万の人々が何を為し何を為さなかつたかということを、ここであらかじめ長々と振り返って述べる必要はないでしょう。

私の祖国愛 (Vaterlandsliebe) を、私は、ふたつの党派が相互に敵対する起因となっている同志間の固い絆へ捧げたいと思ったことは、一度もありませんでした。自由な心情は、このような束縛のなかで硬直してしまうことを私は知っていました。いずれにせよ近視眼的な政策をもたらすしかないような対をなした色合いであれば、そのうちのどれも掲げない、つまり旗幟を鮮明にしない人物、また、計り知れないほど深い賜物として神によって与えられた人間の魂を、まるで黑白に区分されたチェス盤を見るようにはできない人物、そのような人物を、政党というのは、彼らの党派的な敵対者以上に憎むものです。というのも、党派的な敵は、或る党派に気に入つてもらうために、彼らの制服を身に付けさえすればそれでよいのであります。私たちの時代の歴史は、どのような政府であれ或る一党に長く政治を委ねることなど出来ないということを、十分に教え切れてないのではないだろうか。私は、相対立するその各々に、多かれ少なかれ真実が含まれており、それらが完全に意見の一一致をみることなど、とうてい不可能であると思っております。不正直・不誠実でなく偽善者でないという資質さえ備えていれば、それだけで、誰が、自由主義的 (Liberalen)、追従主義的 (Servilen)、立憲主義的、正統主義的、急進主義的、絶対主義的な見方に、ある点でというのではなく、全部ひっくるめて共感するという者がいるだろうか。私たちの言語は、幸運なことに、まだ、これらの概念に含まれる

すべてをふたつに選り分け再現するなんらの表現も持ち合わせておりません。幾つかの国では、両方の歴史的名称が、きわめて自然に即しているように思われます。たとえば、ホイッグ党 (Whigs) とトーリー党 (Torys) といった政党名がそうであります。それらの名称は、あの抽象化された〔何とか主義といった——訳注〕どれにも精確には対応しないのでありますが、それでもやはり、それらの精神的要因を自らの内にしっかりと捉えているのであります。それらを対抗させてみても、結局、私には、しばしば野生の植物を促成栽培しているような気がいたします。つまり、そのような見方では、茎や葉は繁茂するが、滋養のある果実をもたらすわけではないのであります。何度も変更されていく体制のもとで、もっとも幸福な体制というのは、この世の美德と不完全性という一般的な宿命を掌握し、各々の時代や民族をもっとも相応しいように高めるものを育て上げ、擁護するすることに成功した体制であります。こうした宿命をさらに大規模に簡素化し完結した形でみると、古代は、より完璧な摂理を示すことができます。その結果は、無思慮に模倣する人類ではなく、消え去ることのない生氣を与えられるべき人類のために、歴史の中で記録されております。ここで模倣というのは、現代に特有の確かなものを放棄し、盲目的に、消滅した状態を手に入れようと躍起になっている状態を指しております。しかし、今日なお、多くの民族において、先祖伝来の秩序に依拠し、それを忠実に守り通そうとする基盤が残っております。彼らは、その秩序のもたらす光と影、この世と冥府のもとで駆けられ、大きく育まれていったのでした。今なお古い様式が支配的であるとするならば、あるいは逆に、古い様式が、新たな様式によって完全に凌駕されているとするならば、崩壊してしまった後や、風化してしまった後に、固有の方法によって再構築することのできる新たなるもののもつ力を払いのけることなく、こうした古来の秩序を持続すること、そのことが、正に課題であるように思われます。どう表現したらよいだろうか、こうした持続的な発展あるいは若返りとでもいったものへ向かうもっとも有益なきっかけ・動因をもたらしてくれるのは、中庸 (die Mitte) であり、目的 (das Ende) ではありません。しかし、生き方や心情におけるあの中庸というのは、まやかしでもってまやかしを推し量るという人工的に作られたものではありません。本来備わっている中庸は暖かいものであり、極端に走るというのは冷ややかなものであります。そのような極端な行動の周辺に

は、浅薄な理論が、ひゅーひゅーと渦巻いているのです。他方、あの中庸の内奥からは、この上なく貴重な実践 (die goldne Praxis) が立ち現れてくるのです。かなり若い時代にもそうでありましたが、場合によっては一時的に追従主義的に振る舞う自由主義の信奉者、また、それの利益や損失が争われるところでは、あっさりと、もつとも自由主義的に情け容赦のない態度をとる追従主義の信奉者を、私はこれまで見てきました。あの諸々の対立が私に残した印象を、二三の比喩、たとえ話でもって述べようと思います。立憲主義的見解に関していえば、平均化することや、同等に扱うという形式を求める彼らの些細なことにこだわる努力は、私に不快感を与えるのであります。彼らは山頂を均して平らにし、堂々たる森林を根こそぎにして、草花の咲き乱れた谷間の草原のなかに犁を入れ、耕地の畝をつくらせたいと思っているのであります。彼らは、上位のものを引きずり降ろし、下位のものを引き上げることに骨折っております。彼らが心から喜びを覚えるものは、普通の凡俗なことがらであり、有益性であります。彼らによってあらゆるものが、せかせかと駆り立てられるならば、絶対主義者は、あらゆる事物を不自然に安定させ恒常させる魂胆だ、ということになります。すなわち、彼らによれば、絶対主義者は、恐れをなして、身分の卑しいものが登用されるのを阻止しようと努めており、また、その方策は、緩慢かつ従順で柔軟にすぎず、というであります。立憲主義者の見方からすれば、私たちの時代の前景はあまりに単調で色褪せて映っているので、それを鮮やかな色彩で描き、眼前には、きたるべき将来が嘲笑しながら引き倒すであろう苦渋の顔を据えること、おそらく彼らはそれを試みているのです。しかし、時代におけるあらゆる現在は、時空において隣接し連続しているのであって、現在というのはいつの時代も、諸々の状況や慣習に、決してどぎつくな穏やかな溶け合った色彩を与えるのであります。

ふたつの政党にはさらに或る特徴があります。すなわち、自由党 (die Liberalen) は、中世を軽視、軽蔑して、野蛮な行為や封建制への反対を叫んでおり、一方、追従党 (die Servilen) は、それらに対して或る憧憬の念を抱き、それを誇示しております。ここで私が、一言口を挟むことは許されるであります。というのも、私は、まさに一生を、私たちの中世を研究することにかけてきました。私は、内心から湧き起こる喜びでもって、中世のひっそりした人知れぬ泉で喉を潤してきました。私には、こうした泉は、決して悪の泥沼のようには思えません

でした。私たちの先祖の荒々しい森林のなかへと、私は、先祖の気高い言葉や純粋な伝説に耳を傾けながら、分け入っていました。その結果、私にとって、民族の古き自由が隠されたままになったわけでもなく、また、民族が、キリスト教の祝福の言葉が彼らに語られる以前に、すでに、意味深い、心からの信念を抱いてないこともない、ということを見出しました。あなた方は、こうした事柄についてほとんど知ることがありませんでした。あなた方が、その目的に応じて、過去を通じて現在を非難したい、あるいは追認したいと思ったとき、さらにはまた、あなた方が、国王に、国民に、教会に対して、持ちつ持たれつでありたいと思ったとき、あなた方は、そうした諸々の論拠を、私の著書から取り出すことができるのです。荒涼として見捨てられた分野に打ち込んでいる著述家は、そこに愛着をもって特別な関心を向ける習慣があります。誰か私の仕事を詳しく知る者が、どのような法であっても、私たちの言語、詩、法、諸々の組織を統轄している現在に相応しい権利・法(Recht)で無価値なものなどないということを証明できたら、と願っております。というのも、たとえかつての私たちにとって良きものであったとしても、今日の私たちにとって、現在そうであるように、私たちはそうあらざるをえないのですから。

私は、存在するものすべてに対して、諸々の王侯や憲法体制に対して、心を惹かれております。私は、静かな隠遁生活のなかで学問が私に与えてくれる名誉に満足しつつ、国民の敬愛と畏敬の念に取り囲まれている君主への奉仕のうちに私の一生を送ることができることを、どれほど願ったことありますか。王侯の人格は、私たちのうちに、神聖なるものとしていつまでも残り続けております。その一方で、私たちは、彼のとった措置や行動を、人間的な流儀に従って考察するのであります。中世の国王は、なおまだ、彼らの威厳の象徴をまとめて国民の前に姿を現しました。つまり、波打つ巻き毛で被われた頭部には王冠があり、両肩にはマントが掛かっていました。今日の国王たちが、こうした壮麗さを放棄して、臣下とまったく同じような格好をして現れるならば、また、国王たちが多くの機会に、公的立場のもたらす重荷よりも、安逸で快適な私生活のほうを優先させるということになれば、すべての人間が最後にその前でひれ伏す共通の目標、終着点<sup>原注1)</sup>が消えてしまうこと

原注1) ひとは、彼の四肢を見るにすぎないのに、誰が、主人を奴隸から選別することができるであろうか。ヴァルター フォン デア フォーゲルヴァイデ (Walther von der Vogelweide) 22, 12; Neocorus, 1, 489 参照。

になります。そうした情景が、彼らにはありありと浮かんでこないのだろうか。彼らの治世には個人的美德も必要とすることを、彼らは一体感じないのでだろうか。国王の第一の特性である正義の光のなかを歩むほどに、彼ら国王たちは、依然として莊厳な輝きに囲まれるのであります。

さて、ここで私は、たんにハノーファー王国だけでなく、祖国ドイツ全体を包んでいた平穏が破られてしまった事件の経緯を述べるためにペンを移そうと思います。それによって、祖国ドイツにきわめて厳しい情況が現出したわけですが、それはまた、誠実な人々を苦悩させ、悲愴な思いにさせるものでした。こうした情況に至ったことについては、すべての政党も一枚噛んでいいると申し上げて構わないと思います。

国王エルンスト・アウグスト（Ernst August）が即位した後に発布した二つの勅令の内容を、ここで抜き出して記す必要はありません。逐一例を挙げて申し立てるには及ばないことと存じます。が、この穩当でない権力に基づく行為によって、如何に国民のあいだに沸き起こった喜びに冷や水を浴びせ、不満が鬱積したことであろうか。つまり、ドイツにおける或る主要な地域（Landstrich）が、強大な或る異国との連合を脱して、つまり、なるほど光栄なことではあり、往々にして有益なことでもありましたが、しかし、国民感情を削ぐ連合国家〔ハノーファーとイギリスとは同君連合国家であった。——訳注〕を脱して、他のドイツ諸邦と同様に、ドイツとの純然たる関係が結ばれ、それに移行するに至った国民の喜びは消されてしましました。第一の勅令は、息苦しいような茫然自失といった心的状況を蔓延させ、第二の勅令は、さらに激しく抑えがたい状況を生みだしました。

カンバーランド公（Der Herzog von Cumberland）は、世界中でもっとも自由で、もっとも恵まれた、そもそもっとも繁栄した国で生まれ、子供の頃から、イギリス憲法のもつ空気を吸って育ってきました。彼は、率直で公正な人々、否それをするかに越えて、すべての同胞に及ぼすイギリスの支配権、永きにわたって確証されてきたそのすばらしい秩序から受ける印象を、すべて大事にし、その秩序を擁護しなければならない立場にいました。イギリスでは、羨ましいほどの制度・慣習に根ざした確固たる法が侵害されたときに国民は、何にもましてそれを痛烈に感知し、即刻、それを無に帰し、侵害した者はその報いを受けるのであります。

一般の人々のもとでは、もし、兄か弟がその兄弟の財産を相続する場合、故人の

安らかな眠りを妨げず、その故人が生前に着手し、講じた措置をすべてそのまま保持することが、立派で貴い慣例と見なされております。先王ヴィルヘルム4世は、慈悲深くて寛大公正な王として、その遺徳は数え切れないほど多くの臣下たちによつて称えられておりました。ところが、その先王の葬儀の余韻も未ださめやらぬうちに後継者となつた先王の弟は、彼の統治の第一歩を、先王や先祖が築き上げた功績をあたかも価値のない無用の所業であるかのようにひっくり返すことから、踏み出したのでありました。

その功績とは、長期にわたつての、あらゆる当事者との誠意あふれる審議を経て、ついに、ヴィルヘルム王と等族議会との間で、1833年に作成された基本法のことです。それ以来、この基本法は、今回のあの強権的な措置がなされるまで、統治者や、国家、国民すべてによって、信義と誠実でもつて支持されてきました。人々のあいだで、その効力が損なわれることなど考えられず、この基本法が十分に堅固なままで存在し続けることに対する疑いなど微塵も存在しませんでした。ところが、今や突如として、この基本法はもはや効力をもたない、といつてあります。それでは一体、もつて生まれた温かい志が言動のすべてから輝き出していた国王、誠実な意図を疑う余地などどこにもなかつた大臣たち、その彼らが、誰よりも先んじて見分けなければならなかつたような欠陥のある、無効な憲法を国民に与えたというのだろうか。彼らは、その憲法が欺罔による不真正なものであることを承知しつつ、その憲法に宣誓をおこない、その後の4年間、この憲法にしたがつて統治をおこなつてきたのだろうか。平明で健全な感覚をもつてして、そうしたことが信じられるともいうのだろうか。

現国王エルンスト・アウグストは、自らの男系親族の権利が守られなかつたと考えておつりました〔当時、憲法の発布には、王位継承者の男系親族の同意が必要であると考えられていた。しかし、先王が1833年に発布した憲法に、現国王は同意を与えたなかつた、ということ——訳注〕。彼がそのことを重要視し、それに固執するのを、誰が非難することができるだろうか。その件で、彼が別のあらたな論議を提起することはいっこうに構わないのであります。統治権の継承者として彼に引き継がれた国家基本法を一方的に廃棄することは許されないことでした。つまり、継承者として、彼は男系親族の系列から離れ、彼らと相対して、彼は先王の観点を踏襲

する。もし、各々の継承者が、国民とのあいだで結ばれた契約を解消し、無効と宣告することができるならば、たとえその間に長期にわたって諸々の王が統治の座に就いたわけではなかったにしても、法的安定性がもたらされることなど決してないであります。というのも、王位継承がなされる際、つねにその背後に、それまでの憲法が転覆されるという脅威が隠されているからであります。憲法というものは永久に不变であって然るべきだ、というではありません。憲法といえども、地上における他のあらゆる事物と同様、移ろい過ぎ去っていくものであり、崩れ去る定めにあります。しかし、それは、その憲法を生みだした当事者双方の話し合いによって改正され、あるいは破棄されなければならないのであり、決して、恣意によつてそれが行われてはならないであります。私は、1833年のハノーファー憲法が並はずれて優れていることを申し立てるつもりもないし、また、それは私の為すべきことでもありません。1833年の憲法といえども、或るひとには、民主主義的要素があまりに多く採り入れられていると思われるであろうし、また別のひとには、それが少なすぎると思われるであります。また、他にも、かなりの欠陥を内包しているかもしれません。が、そうはいってもともかく、この憲法は、これまで存在し続けたのであり、効力を有していたのであります。ドイツにおける身分制的・等族的憲法 (*ständische Verfassung*) のどれをとっても、それらの憲法が成立して後もたらされた負の効用 (der negative Nutzen) を、そのなかに見出すことを否認するのは難しいことであります。憲法は、これまでの誤った慣行 (*Mißbräuche*) を然るべく阻んではあります。が、それ以上何かを目に見える形で促進しているわけでもありません。すなわち、憲法は、例えて言えば一種の堤防であります。それは、或る一定の地域を、なるほど肥沃にするには役だっていません。が、襲いかかって砂地にしてしまう波浪を防ぎ止める役目を担っているのであります。そして、実際に豊穣をもたらすかどうかは、あらゆる点で、先ず、君侯の自己の国土に対する純真な愛の力に負うところが大きいのであります。

最初の勅令が公にされたとき、まさに領邦等族 (Landstände) は、まだハノーファーに集結しておりました。それで、等族議会の議長は、議会として法に適った異議を申し立てるべき差し迫った重大な機会を逸してしまったことによって、重大な責任を背負い込んだように思われます。その後に生じた諸々の難局は、すべてこ

の計り知れない失策に起因するのであります。結局、国民 (das Land) は、抵抗を繋ぎ止めるためのその拠り所となる必要不可欠の手続きを奪われてしまいました。

さて、もっとも明白ですっきりした方策は奪い取られてしまいました。そこで今や、真っ先に交渉し、適宜に対処すべき義務を負っている大臣にすべてのひとの眼が向けられました。立憲的な国家にあっては、大臣というものはひとつのパロメーターであります。危険が差し迫っていること、否それどころか耐え難い事態にまで立ち至っていることを訴えることなしには、彼らにとって、既定の方針を越えて、さらに踏み込んだりすることも、また、足踏みして低迷させることも許されていませんでした。当時の大臣たちは、律儀で非のうちどころがないとの評判を得ており、実際それもまた、十分にうなづけるものでした。もし彼らに、誤った態度をとることをすべて拒絶する勇気と才気が備わっていたならば、彼らは、おそらく、不滅の栄誉とともに、国家の歴史にその名を刻んだことであります。現国王の最初の勅令 (der Erlass) が出された後も、依然として彼らがとり続けていた態度は、明らかに、こうした誤った行動の一種であります。その上さらに、第二の勅令 (das Patent) が出された後、彼ら自身の人事に関し〔これまで大臣職に就いていた彼らが——訳注〕一ランク降格させられた役職に臆面もなく留まっているに至つては、世の人々の驚愕ぶりを誰が表現できるでありますか。これまで彼らは、憲法の守護者かつ番人として首座にいたひとであり、最高責任者であったわけであります。その彼らが、憲法を忠実に施行する立場、憲法の誠実な友から、今や、憲法に対する公然たる敵へと変貌したことになります。その後彼らは、結局、自らに向けられるあらゆる非難をどうにか和らげ、言い繕うことに汲々としているだけがありました。そのようなあやふやな立脚点にたつとすれば、適切な先例も危うくなってしまうということすら、彼らは感じなかつたのでありますか。他のものをも過ちへと引きずり込んでいく者は、二重に責めを負うことになります。

その上、彼らは、みんなの先頭に立って憲法への宣誓を行つたのであります。この宣誓は、他のあらゆる宣誓と同様に神聖なものであつて、1833年に官吏全員の前で、忠誠の誓いを中心において補完するものとして行われました。それ以来、新たに官吏に就いた者はすべて、この憲法への宣誓を行わなければなりませんでした。ところで、第二の勅令の内容で何にもまして私を愕然とさせたものは、その中で、憲

法に対して行った誓約 (der Schwur) からすべての官吏を解除する (die Loszählung) ことがはつきりと述べられていたことあります。いかなる地上の権力も、またいかなる国王といえども、良心を免ずることなどできるものではありません。そのような良心の放免というものが強権的になされたならば、国民はその後ずっと、呵責の念にかられることになってしまいます。しかし、この勅令では、良心が放免となり、それを取り除くことが言い渡されたのであります。憲法に対して為された宣誓が、解消され、無効とされることなどありませんでした。唯一それができるのは、ただ、1833年の法律によって召集された等族議会と連携して国王が実行する場合か、あるいは、ドイツ連邦議会の法的な宣言だけがありました。第三の方法は存在しなかつたのであります。これら二つの方法による決定であるならば、私たちも、おそらく、その決定に恭しく服従することを受け入れたはずであります。しかし、心底からの確信がなければ、免責になるということはありえず、それに関して何らかの疑念が残るとするならば、各自の魂は呵責の念にかられ、耐え難い精神状態を引きずってしまうことになるであります。自らを賢明なひとと呼び、この問題と真剣に向き合い真面目に考えたわけでもなく、単なる言い逃れだけを見出す人々の冷ややかな笑いを、私は見抜いております。何故なら、私は、彼らが口々に次のように言うことすら、聞いてしまったのであります。彼らは、こう述べます。政治的な事柄における宣誓なんて大した意味を持っていない、事実また、ひとは課せられた宣誓に必ずしも縛られるものではない、ひとはその気がある限りにおいてそうした宣誓を果たせばいいのである、と。よろしい。或るひとは、自由主義的な体制・憲法 (eine Verfassung) を根底から覆すきっかけを見出すこと、それを思考するがよい。もしそれがうまくいったとすれば、目的は手段を正当化する、ということになります。しかし、私たちは、粗悪な法など尊重する必要のない、より高次の法・権利 (ein Recht) を持っているのであります。また、私が快適な生活を送ることや私の学問的な仕事を遂行するうえで、政治が邪魔となっているとするならば、政治が私に一体何の関係があるというのか、と別のひとは思っております。しかし、敬虔な信仰心というものがまったく地に墮ち、消滅してしまわない限り、世俗的な賢さを超えた何か高貴なものを見分けることのできる人々がおります。決して数多くいるというわけではないのですが、彼らは、根拠や動機 (der Grund) が如何に

重大であるかということを、私と一緒に心の最奥のところで十分に感じております。暴力に対抗するがあっても、それでもやはり良心を持ち続けようとする人々は、まだ存在しているのです。後になって、また別の説明が搜し出されてきました。それによれば、国王は唯一の君主であり雇い主 (ein Dienstherr) である。宣誓は、唯一国王に対してのみ為されたのであって、他の誰に対しても為されたわけではない。官吏を、その誓約の束縛から解いてやることは、国王の権能に含まれることになる、というのであります。確かに、国王は唯一の雇主、主君であります。また、宣誓が、全権を国王から委ねられたものの手で行われることも確かであります。しかし、それにもかかわらず、一旦神の前で表明された誓約を解消すること、それは国王の権能には含まれておりません。この宣誓は、基本法を保持することに向けてなされるものであります。それ故、この基本法が、法律上有効に廃止されないあいだは、その誓約は破られてはならないであります。私はこれまで国法上の理論を一度も築いたことはなく、また、堅持すべき理論を持ち合わせてもおりません。そこで、私としては、先達から私に与えられたものに準拠するしか方法がありません。しかし、基本法がその上に築かれている基盤に依るならば、誓約は国家に対してもなされている、と言い得るのは至極当然のことなのであります。果たして、それと類似した諸々の関係・状況を広く探し求める必要があるのでしょうか。上級控訴裁判所 (Oberappellationsgericht) は、国王とは別の他の雇主、主君を持っているのでしょうか。そして、その裁判所の構成員が裁判規則を保持する旨行つた誓約の束縛から彼らを解いてやることが、その雇い主、主君の権能に含まれているとでもいうのでしょうか。——もし、そうであるとするならば、一年前、誰か或るひとが、そのような説明でもって敢然と突き進んでいたところではなかつたのだろうか。この種の詭弁を弄した言い回しが、誠実で明白に思考する心情に染み込むとでも思つているのでしょうか。

さて今や、私は、二つの勅令が出されて以来、ゲッティンゲンにおいて表明された諸々の志操や行動について論じることに取りかかろうと思います。が、ちょうどその頃、大学は、創設以来初めて経験する最大規模の祝典を挙行しなければならぬ時期でした。そこで、まさにこの時期に世間一般の平穏や安らぎを破ることになった悲劇的な運命にも前もって言及しておこうと思います。人々のあらゆる

感情が激しく渦巻いており、ドイツ中の視線がゲッティンゲンに向かられておりました。運命は、きっと、学園が最高に輝きを放つときに、穏やかならぬ苦悩という添え物を与えるというのでありました。が、その苦悩も、祝典という莊重なる日を迎えるときには、まだ顕在化することなく、背後で伏在するにすぎませんでした。というのも、当時はまだ、第一の勅令が出された後の息苦しい空気、疑わしくはあるが、まだ絶望的とまではいかない不安感が支配的でありました。未だどんよりと重苦しいわけではなかった祝祭の日の天空は、周縁部に鬱陶しい雲行きをみせるだけがありました。大勢の外国からの賓客や観客によって、かつて無いほどの賑わいを見せていました街の通りが、ふたたび、人気のない姿に変わり、人々は短い休暇を愉しんでおりました。が、新学期の開始とともに、すぐさま、懸念されていた破局が表面化し、一夜にして、危惧されていたことの総て、これまでの一切の憂慮をはるかに超えて、事態は突き進んでいきました。年老いた大臣たちが屈従的な対応しかとれなかつたという報告は、思いもよらぬものでありましたが、まもなく、事実であることが確認されました。結局、その報告がなされた後、世間一般の落胆、困惑ぶりは影を潜め、終息に向かうことになったのであります。

王国を構成するあらゆる機関のなかで、大学以上に、この事件を強烈に且つ深刻に捉えることのできた機関は、ほかにありませんでした。ドイツの大学 (hohe Schulen) は、その評判にたがわず卓越した機関が存続するであろう限り、単に、群をなして流れ込み且つ流れ去る若者たちの大群の故にだけではなく、その若者たちを相手にして、それと精確に対応するという教員固有の特性からしても、国家の中で起こる良きこと悪しきことすべてに対しきわめて過敏であり繊細多感なのであります。もしそうでないとしたならば、大学は、その目的をこれまでと同様に果たすということができなくなり、大学の存在意味を失ってしまうことでしょう。率直で歪んでいない若者たちの感覚は、教師に対して、以下のことを求めております。つまり、あらゆる機会に、教える側もまた、人生や国家にかかわる重要な事象に関して、提起された各々の問題を、その因ってきたるもっとも純理論的で倫理的な内実へ遡って思考し、実直に真理を探究する態度でもって応じる、ということを求めているのであります。その際、若者たちに諂い、二枚舌を使つたって、まったく通用しません。その話を聞く側、つまり若者たちは、何事にかんしても未だとらわれ

のない心情でもって臨むのであります。そうした彼らに対しては、正義・道理や美德といった感性のもつ影響力が強く作用し、その結果、彼らの心情は、自ずからその方向に向かい、歪曲された言説に対しては、すべて嫌惡の念を抱くのであります。それゆえ、喜びをもたらす統治の本質、その条件や帰結にかんして、他からの制約を受けず、ただ内在的に得られた確信・信念にのみ繋がり、それだけと係わりながら得られた学説は、やはり、秘密裡にされてはならず、人前で語られなければならぬのです。公法学や政治学の教師は、彼らが洞察し探究するにあたっての原典、資料から、他の要因を交えることなく、ただただその源泉だけから、公の生活の基本原則を創り出すことを、職務上、期待されております。歴史学の教師は、憲法や政府が、諸々の民族の興廃にいかなる影響をおよぼしたかについて、一瞬たりとも沈黙できるはずはありません。文献（言語）学の教師は、古典古代を通して、あらゆる分野で古典作家たちの感動的な一節と出会うものです。言い換えれば、文献（言語）学の教師は、民族的発展が制約など受けず意のままになされていったのか、あるいは、それが妨げられていたか、ということが、文芸の歩みに対して、さらにはもっとも内在的な言語の保持に対して及ぼした生々しい影響を、直接的に、詳しく説明しなければならないのです。そこから得られる成果はすべて、呼応し響き合い、互いに引き受けることになります。たとえそれが、神学そのものの領域であっても、また、医学の領域すらも、そのことに役立ち貢献するにちがいないということは、ここで敢えて述べる必要もありません。というのも、それらの学問は、宗教や自然の秘密を明らかにすることを目指して努力を重ねております。それ故、聖なるもの、明白なるもの、真なるものに向かう若者たちの心情や欲求とぴったり合致するし、また、こうした気持ちを強固にするからであります。したがって、大学は、國家の憲法が覆される危機にさらされている事態を、諸々の学問によって、あらゆる方面から周到に把握しなければならないのであります。多くの若者たちは、彼らの両親や兄弟、友人、そして教師たちが、以前とは違った態度を示していることに、また、若者たち自身の姿勢がぶれてしまうことに対し、関心を抱いております。横暴な行為がまかり通っているという感情が、あらゆるひとの心を揺り動かしています。そして、彼らがどのような立場を支持しているのかを、前もってここで述べておく必要もないでしょう。

その後まもなく、教授たちの間で、さまざまな見解をもったグループが現れました。わたしの弟ヴィルヘルムが適切に述べたように、ちょうど夜間の霜にあって秋の木々が落葉するように、各々の特質、性格 (die Charactere) そのものを捉えることができるようになりました。というのも、日常生活の付き合いにおいては、木々の葉でもって覆い隠されていたのですが、その葉が剥ぎ取られ、むきだしの小枝のままの状態で、多くの人々を、観察し判断することができるようになったからであります。なるほど、ありとあらゆる全てのひとが、国王の決断によって不快感を覚え、その決断をしない前の状態に戻るほうが好ましいということを感じていた、ということは認められうることであります。が、年をとり柔軟になった人々は、新たな改革にともなう苦労と喧騒に対して気後れしておりました。というのも、その結果、彼らの人生最後の安楽な生活が妨げられる恐れがあったからであります。しかし、今後の残された人生にとっても、筋を通しておくことが相応しいことであり、実際その方がむしろ、より危険の少ない人生を送ることができます。すなわち、沈みゆく太陽であっても、まだなお、残り少なくなってきた立派な活躍の場を輝かせ、明るく照らすことができます。しかし、そのことを、彼らはじっくり考えることをしませんでした。一方また、他のグループ、すなわち、どのような憲法の形態に対してであれ、そのこと自体はすべてどうでもよくて、ただ自分自身の利得だけを注視するグループは、1833年の基本法に反感を抱いていたかもしれません。というのも、この基本法は、以前には存在した個々の細かな諸権利や大学の特権を廃止したからであります。そのなかには、特に、大学にとって是非とも必要であった宿営の自由 (Einquartierungsfreiheit) [大学で兵士を宿営させる義務が免除されていた、という意か——訳注] が破棄されたことが含まれております。が、その破棄に関しては、市民とのあいだの難儀で厄介な確執や交渉を経て、その結果として生じたものであります。彼らは、かつて、有能な公民として自覚していましたし、また、あらゆる国税と同様の分担義務の原則に深い愛着を覚えておりました。が、実際に、まさしく苦難の時代において、公民としての義務を果たすというこの使命そのものがほとんど履行できないということを、彼らは察しております。私は、このような特権の廃止を弁護するつもりはありません。この廃止は、あらゆる生活状態を概して平均化することによって得られた僅かのもので

ありました。しかし、その結果、団体の結束力は弛んでしまいました。この結束力こそ、むしろ重要な問題であったのです。大学の教師に代わって、市民に教壇に立つ資格を与え、大学教師には、市民に代わってパンを焼き、食肉用の家畜をつぶすことを強いるといった最上部の調整がなされないあいだは、まだ、兵士を講義室で宿泊させる必要はありません。しかし、それにもかかわらず、ここでは、1833年の憲法の方針が非難されなければならないではなく、むしろ非難されるべきは、すでに長きにわたって影響を及ぼしてきた時代精神 (Zeitgeist) の方であって、その精神に憲法は忠実に追随しているのであります。古くからいたゲッティンゲンの教授たちは、他にもかつてあった間接国税免除権 (Accisefreiheit) も、覚えておられることと思います。その恩恵は、かなり以前、基本法のことが考えられる以前に、すでに途絶えてしまいました。ひとは、大事なことがらの改革を、たとえ小事において不利益を被ることがあるにせよ、受け入れなければなりません。逆にまた、全体の破滅 (Verderbnis) を、それが提供することのできる個々の細かな利益によって免責してはならないのであります。それにもかかわらず、こうした小事にかかわる理由に基づいて、国王の勅令に賛意を表明することに服従したごく少数の教授たちも存在したかもしれません。こうした気持ちから、憲法を根絶することによって、かつて個々の等族身分のもっていたあの特権がふたたび与えられるであろうと目論んでいるとすれば、それは絶対に許されないことになります。各種ある統治機関 (Regierungsart) は、とても賢明で思慮深いので、それらの機関は、そのような特権を復活させる内容とは全く正反対の結論を下すことにもなるでしょう。

大多数の教授たちにとって、国王の命令が国のもっとも重大な問題に係わるものであること、そして今や、大学としても、その命令におずおずと屈服するか、あるいはその根源を徹底的に究明して異議を唱える権利行使するのか、こうした態度決定を迫られていることを、はつきりと理解していたに違いありませんでした。しかし、またしても、卑屈に沈黙を守っているほうが得策だと考えたひとたちが、まったく異なる二つの党派に分かれてしまいました。一方の派には、普段は出しやばりで随分と傲慢であるが、およそ権力と名の付くものの前にでると突如口をつぐみ、支配者の眼にいささかなりとも不機嫌、不興の気が示されると、それを耐え難い不幸であると感じてしまう人々が属しておりました。すなわち、この人々は、彼ら自

身の考え方を犠牲にして、そうした自らの信念などに構うことなく、すんで言いなりになる輩がありました。さらにまた、彼らは世知に長け、自らの変節ぶりに対して、とっさにその場の言い繕いを見つけだすだけでなく、そうした口実を、意見を異にする人々にも、あらゆる方法で勧めるのでありました。他方の派は、たしかに上に述べた輩と比べて敬意を払ってよい人々であり、かつて自ら誓約した憲法が廃止されることを遺憾に思ってはおりました。が、彼らは、何にも益して大学の維持存続に腐心し、それに執着したのでした。つまり、彼らは、王国全土の救済や安寧よりも、国王の不興を買った場合、大学にもたらされるであろう危険のほうが、はるかに気掛かりであり切実な問題であると捉え、その結果、誓約した義務も、躊躇することなく犠牲にされなければならない、と考えておきました。彼らは、彼らを司るものによって正義が貫徹されず、等閑にされているならば、もっとも高貴な、そしてもっとも名声のある施設でさえも、甚大な被害をこうむるという判断を見誤つており、その点、彼らは、この威厳に満ちた彼らの職務に対する間違った愛情の気持ちから全靈を打ち込んでいる役人に似ております。そして、彼らの後継者に対し、支払われるべき手当に關し、それが何ら与えられないとすれば、彼らによって純粋に信じられていた善きことも、結局、汚れたものにならざるをえなくなるのです

[ハノーファー政府は、七教授を免職した後、直ちに俸給支払いを中止した。それに対して、七教授は俸給支払い訴訟を起こして、免職の不法性を争おうとした。

——訳注]。学問は、なるほど、人間が手にした最良で高尚な収穫物、この世の最高の良きものを貯蔵しております。が、一体それが、人間が生きて存在している基盤や根拠に逆らって、如何ほどの価値があるのでしょうか。私は、神の掟に対する変わることのない畏敬の念について考えるであります。学問も、この基盤から切り離されてしまっては、大理石によって本物そっくりに作られたあのイタリアの果物のように、陳列棚に飾られた虚しい料理となってしまいます。そのような見せかけだけの料理では、誰の腹を満たすこともできませんし、栄養を与えることもできないのです。このような方法では、ゲッティンゲン大学 (Georgia Augusta) の栄光を保持することなど適わないことでした。私は大学の名誉と栄光のために、純真な愛着の念でもって、喜んで最善の努力をかたむけたのであり、私にとってもっとも大切な仕事が中断されてしまうことをも厭わなかったのであります

す。 こうした事情から、私の同僚たち、また他の人々さえも行動を起こすに至ったのであり、この点、大学監督局は証言していただきたいのであります。

より高尚な義務を放棄しているこうした人々や、また一切の自尊心を当初から放棄している先の人々は別として、彼らを除いた他のすべての集団のあいだでは、最初の幾週間かは、怒りと羞恥に燃え立った人々の見解が優勢であったことを、私は喜んで認めることができます。 彼らは、自ら行った宣誓を破棄することなく守り抜こうとしたのでありました。 当時、もし投票が行われ、票が集められたならば、ほとんど全ての票が、真理と正義にとって有利な結果となつたはずであります。 そして、少数派の人々さえ、こうした場合に最初の印象が何事にでも効力を發揮するように、その第一印象の純粹性によって、自らを高めなければならないと感じたことでしょう。 方法論を巡って何度も協議が重ねられました。 しかし、まもなく、それに関して意見の対立、分裂が表面化してきました。 ひとの言いなりになる者、すなわち、優柔不断でびくついている者にとっては、内心では、次のような結論に至ることを望んでおりました。 つまり、彼らは、最初に表明された抗議の心情を放棄するわけではないが、しかし、当分のあいだは、事態が悪化することを押しとどめる諸条件を付すことによって、より断固たる措置、処分を忌避できること、あるいは、その間に投げ掛けられてくるさまざまな提案を中途半端な措置にすることで事態を切り抜けることを望んでいたわけであります。 例のなんとも言えない漠然とした気分でもって [国王に対する——訳注] 宣誓を免れ、こうした事態を回避しようとする道徳意識の持ち主たちに対して、ただちに明確かつ公然たる反対声明が必要で、明瞭なる声明文を出そうと迫っていました。 そのような議論がなされているうちに、忌まわしい意見が、多くの人々のあいだに根を下ろしてしまいました。 というのも、その意見によれば、国王によって権限もなく、1819年憲法の諸原則に基づいて召集される等族会議へ派遣される代表者を選ぶ選挙が間近に迫ってきたとき出される催告を、大学としては、それを無視し、きっぱりとはねつけなければならない時がやってくるが、その時初めて、大学にとって自らの意思を表明する適切な時機が到来する、というものであります [1819年のハノーヴァー憲法によれば、議会は二院制で、第二院には大学の代表者も議席をもっていた。——訳注]。 一体、1833年憲法への宣誓が、事実上、踏みにじられなかつたとでもいうのだろうか。 こうした事態に抵抗し反対声明を出すことに対し、それを

引き留め待たせるに十分な理由があったのだろうか。抵抗すべき或る新たな出来事を未だなお必要としたのだろうか。しかし、このように新たな事態、新たな段階に至るのを長い間じっと待つことによって、行動を起こす力が弛緩し、退廃的な空気がもたらされる危険はなかったのだろうか。この成り行きは、こうした憂慮が、結果的にまったく正しかったことを証明してくれました。果たして、選挙人が召集される際には、大学全体としての共通の抗議を表明し実現させるという口実のもとに（そんなことは、当初からすでにいい加減な話であり、疑わしいものであります）、どちらかといえば誠実であった多数派の一致団結した強い協調心は捨て去られ、決然たる行動を主張する人々は、さらに大きな危険にさらされることになりました。そして、かつての諸々の心情 (die Gemüter) が、その後の一連の他の出来事や様々な感化によって、十分に気散じをすることのできる時間が経った後で<sup>原注2)</sup>、実は、あの選挙の行われる時期は、14日後ということではなく（そのように時期が迫っていることを口実にしていたのであるが）、国王勅令が出されてからまる8週間を経て後、やっと始まるということが明らかになりました。これから先、選挙の際に何が起きようとも、それは全体に対してさほど重要な意味をもちえない、という情況に至りました。政府もまた、いまや、かつての時期よりも、はるかに好都合な情況にあることを了解しておりました。そこで政府は、候補者推薦を完全に拒否することすら受け入れ、そのように取り扱ったのでした〔ダールマンやヤーコプ・グリム等7名の教授の連名で国王に宛てた抗議文書には、選挙をボイコットする決意が表明されていた——訳注〕。

様々な助言や忠告が飛び交い、時間だけが流れていく堪えがたい情勢のなかで、少数の断固たる態度を持ち続けた人々は、ついに意を決して、国土全体を覆っていた硬くて屈辱的な、凍てついた氷のような沈黙を破ったのでした<sup>原注3)</sup>。大学監督局に宛てた私たちの声明文は、11月17日の晩に起草されました。が、その時点では、

---

原注2) 人間が等しく神の裁定に従うとき、そこには、品格が漂っているといえるだろう。

しかし、人間の精気とは惰弱となるもので、もし何か逆境に遭遇すると、純粋な精神を固守することを止め、その結果、幸運を摑むことは絶対にできないであろう。Boethius de consol.

原注3) それに関して、或るハノーファー政府の高官が放った非難は、なんと悲痛なものであつただろうか。立派な官吏として彼は、無邪気に感じ取っておりました。「私たちは、国王に反論するといった危険は冒さない。七教授は、それを敢えて行ったのであります」。

その声明文が、翌日には、果たして、5名、あるいは7名、13名の署名を得て発送されることになるのかどうか、私たちにもまだ分かっておりませんでした。11月18日に仕上がった正規の文書の末尾には、7名の名前が載っております。その7名は、精神の自主独立を徹底して貫くという各自の方途で、抗議の意思を表明する確信をもつに至ったのでありました。それ故、そこには少なくとも一種の篩い分け (eine Besiebung) が為し遂げられております。ちなみに、ドイツの古法は、篩いに掛ける効力を明白に認めておりました。

国王の勅令に対して出されたこの抗議文では、取り繕ったり偽って隠し立てしたりすることなど全くない真実を、平明ではあるが一途に徹した言葉で表現する、ということが主調をなしております。国王の尊厳さに対し、払われてしかるべき畏敬の念に背くような表現はどこにも存在しません。しかし、きちんと申し上げねばならないことが、抑制され止め置かれるはずもありませんでした。この抗議文書は、先ず初めに、大学の上部に置かれている当局に提出されました。そしてこの大学監督局は、政府に事の経緯を遅滞なく報告する責務を負った部局でありました。

事態のそのような経過からいって、それが秘密裡に推移するはずがなく、また秘密裡に進行すべきではない性質のものでした。先述したように先ず数名で会合をもつたこと、また、その目的や意図といったものが大半の教授たちに知れ渡っていただけでなく、声明文の草稿と正文が、その文書と共に署名することのなかつた多くの同僚たちの閲覧に供されることにもなりました。国王が公的に全国に布告を発したもの、すなわち、ただ内閣に宛てられただけで、おそらくそれ以上の手続きなしで処理された回答から法廷に持ち込まれたものに対し、どのように考え、異議申し立てをすればよかったですだろうか。この回答は、それが出される原因となった抗議書と同様、是非とも世間一般に公にされる必要がありました。国王が臣下に向かって言葉を発するからには、臣下のほうにもまた、それに率直に答え、自らの行為を自由に弁護する可能性が開かれているわけあります。何一つ秘密を漏らすわけでも、秘匿するわけでもなく、また、服従を拒むというのでもなくて、ただ政府の強権的な措置に対して異議を申し立てるといった自らを弁護するこうした権利の行使が、一体、どのような犯罪行為だというのだろうか。この弁護の唯一の目的、つまり良心を落ち着かせるという目的は、是認されて然るべきありました。いわゆる政治

的煽動や喧騒あるいは策略を弄するといったものすべてを、私以上に嫌悪するものがいるだろうか。こうした類のものには、これまで一度も心を動かされたことはないし、まったく私のとり知るところではない。過ちを犯す者を実例で諭すキリスト教の教えが政治的な違反行為に対する手引きとなつて然るべきであります。が、そのことは、私たちのもとでは当てはまらないのでしょうか。私は、今日でもなお、偽らざる確固とした信念に依ってでなく、11月1日の勅令が示した根拠に譲歩することのできたひとは誰でも、さらには、自らの思慮深い考え方や思想に背いて、問題に正面から向き合おうとしなかつたひともまた、誓約違反であると考えております。

歴史は、かつて高潔で自主独立の精神の持ち主たちがいたことを教えております。彼らは、思い切って、国王の面前で真相の総てを述べたのであります。すなわち、権能を有するということ、権限のありよう (das Befugtsein) というのは、それに向かう勇気をもった人々に相応しいのです。敢えて彼らが為した告白は、しばしば実を結ぶことも確かにありました。が、ときには、そのことによって、彼らは、その名声を失うだけでなく、生命を奪われたこともあります。歴史が照り返したもの、すなわち詩もまた、王侯の行為を正義に照らしてじっくり吟味すること止めることはできません。こうした詩の示す例証では、危難が差し迫っている場面になると、家臣が進言し、そのことによって皆が安堵してそれぞれの結末を迎える、という筋書きになっております。

ゲッティンゲン、あるいはその他の土地にいるひとも含めて誰も、基本法を擁護すべき大学の権利を守る意志の固さが、個々の学部によって如何に違っていたか、ということを見逃すはずがありませんでした。彼らの代表を議会 (die Stände) に派遣する権限が与えられると同時に、その義務もある職能団体 (Corporation) として、憲法の廃棄が宣告されることによって侮辱され、侵害されていると感じるならば、その団体は、それに介入し、それと戦うべく権能が与えられておりましたし、またそうすべく求められてもいました。この使命は、この国の他のどの団体 (Gemeinheit) よりも先ず、学識があり専門に精通すると同時に、また鋭敏で洗練された感受能力を持ち合わせた人々によって構成された団体にこそ与えられるべきであり、それに相応しいものがありました。世間一般でいわれる真実に関して、誰

もがそれはそれとして心から納得してはおります。が、この団体に属する人々は、それを、学識ある議席から、神と人間の教義、掟によって論証し確固たるものにすべきであります。大学全体が支援する全会一致の決議があれば、この上ない意義や影響力をもったに違いありません。が、まもなく、こうした一致団結は実現不可能だということが明らかになりました。しかもそれだけではありませんでした。勇気ある人々の諸力もまた、別々の形式、時機もそれぞれに異なり、互いに他と相違した方式をとつて展開された行動によって、どれほど、ばらばらに分散されてしまったことであつまうか。やつとのことで手が打たれた方法のどれも、神学部の構成員、それと医学部の構成員を自らの問題として決心させることはできませんでした。決議のすべて、計画や構想のすべては、哲学部と法学部から出されました。それは、はなはだ不思議な、心理上一種独特の空氣、わだかまりを留めることになりました。構成員の人数についていえば、哲学部は、大学全体のなかでずば抜けて優勢な学部であり、神学部は、逆に、もっとも勢力の弱い学部がありました。それは考慮に入れなければならないとしても、この点では、医学部は法学部にわずかに席を譲るだけであります。医学部では、日常の習慣として、臨終の床の前に立ち、死体にメスを入れるわけあります。ところで、日頃こうした生活を送っている医師が、祖国の危急に直面して、それに不屈に立ち向かい、祖国の病に対して抵抗力を強めたであろうか。あるいは、そういう問題など、人間を身体的な側面からのみ捉え、生命を救い出そうとする諸々の困難、彼らの苦悩からみれば、彼らにとって、どちらかといえばどうでもいいことだと映っているのだろうか。それにもかかわらず、医師でありながらも、団体 (das Gemeinwesen) のために献身的で愛情に満ちた崇高な行動が起こされた実例はあります。彼らがあらゆる身分や職業の人々と積極的にかかわりを持つならば、それは、彼らにとって、医学以外の世事に関する学を吸収することを容易にしてくれるであります。それは、決して、厭わしいものにするということではありません。それとは逆に、神学者、つまり信仰と良心の保護者たちに対しては、先ず第一に、ルター派のもつ率直公明さや不屈の魂を忘れることなく、彼らが、力を込めて、憤りの鉢を傾けて零し、迷えるすべての愚かで臆病な人々の頭上に撒き散らすことが、期待されて然るべきであります。彼らは提起された問題に賛同しなかったのではなく、彼らに欠けていたのは、それを公

に告白する意志の強さがありました。ここで、神学や法律学という学問にとって、その存在理由、これらの学間に固有の根拠そのものが、あらゆる点で、上空に漂う未解決の問題であることが認められるのであります。抗議文に署名した人々が、神学部の同僚によって見捨てられたことに精神的にも肉体的にも苦痛を感じているとき、彼らにとって、医学部が全然関心を示さないことが、それほど深刻に受け止められたことはないであろう。というのも、治療とは関係なく且つ自由に構想する(frei) 哲学部から出された見解と、厳密な法律学的見解との一致が、苦痛を覚えている人々を、完全に落ち着かせ、安心させたからであります。

それに加えて、以下のことが強調され、そのことは政府によって公認されてもおりました。つまり、政府に向けられ、政府が経験せざるをえない抵抗運動に、主として、いわゆる外国人 (Ausländer)、すなわちハノーファー生まれでないものが関与している、という点が強調されたのでありました。いかにもこれは、ひとを甚だしく侮辱するような非難であり、恩知らずの咎めであります。そうした非難によつてもたらし得るものがあるとするならば、それは次の一点に限られることであります。つまり、ドイツの学者間では、かねてより、移転の自由やドイツの国民的統一の情念といったものが共通の了解事項として備わっておりました。しかし、そのような非難によって、ドイツ連邦を組織する個々の邦領域の境界線が、このドイツの学者のあいだに亀裂を生じさせるであろう、ということであります。あるいは、5年10年20年とハノーファーの国土で過ごし、そこで活動してきたひとを、それでもまだ、よそ者と称することを止めないでいるのだろうか。国王は、彼の大学をハノーファー人の教授だけで埋め、その土地に生まれた学生にのみ門を開くつもりなのだろうか。試みにゲッティンゲン年鑑を繙き、勘定してみるとよいだろう。国王のために、この狭小な郷国が、果たして幾人の学者を輩出し、その他のドイツ諸国から幾人を連れてきただろうか。そしてまた、果たして、これらの学者たちのどちらによって最大の栄光がもたらされ、国王に対する確固たる忠誠心が示されたであろうか。現在、ゲッティンゲンの学者がどのように構成されているのかをみると、本来の、生まれながらのハノーファー人は、全体の四分の一にも満たないのであります。そういう状況であれば、大学としての威信を、ハノーファー人だけで保持しようとすることなど、おそらく不可能であると思われます。さりとて、他のドイツ

各地の大学で奉職し、どこでも外国人などと見なされることのないハノーファー出身の学者たちが、この際、そこを辞してゲッティンゲンへ集結しようという気持ちを示すということを考えられません。外国生まれの抗議書の署名人たちは（周知のように、その署名人のなかには、賞賛すべきことに生来のゲッティンゲン人が一人、仲間に加わっております）、ハノーファー国に何等の愛情を示すこともなかった、というのだろうか。彼らは、自らの地位が危険にさらされるのを覚悟の上で、その国の憲法（Grundverfassung）を保護しようとしたのであります。ここで触れた事の経緯の根底に何らかの真相を探るとするならば、そのような外国人の行動は、裏返せば、実はハノーファー人に対する非難となって跳ね返ることになるのであります。つまり、生まれながらの土地っ子たち（Landeskinder）は、本来、自国の憲法に対して、外国人よりも小さい責任を負うはずではなく、彼らは、より重大な責務を負うことになります。にもかかわらず、彼らは、躊躇、逡巡して恐れおののき、その責務を果たさなかった、という非難の反照なのであります。こうした彼らのだらしない態度でもって、他国の人々の誠実で良心的な行動に対し悪漢の烙印を押したりなどできようはずがありません。

私たちを弾劾する理由が、それ以外には見あたらないという気持ちから、今度は、あの抗議文を性急に漏らした、リークしたということを、どうにか処罰すべき理由として取り上げられないかと躍起になっておりました。それがいかに困難であろうとも、それどころか、世間に気付かれないように抗議文を起草していたことを政府自身知っていたとしても、彼らはそうしたなりふり構わぬ態度にてたのであります。当時、救いであると同時に危険なものとして、しかし根絶できなくなった威力としての世論は、その行動を応援しておりました。事件の経過がますます激しくなることで溜飲を下げ、風評がさらに世論の刺激を高めるのに手をかすようになると、禁断の実が甘く思われるのと同様、一時的に押さえ込む利点も、まもなくすると、その意図に反した方向に向かうことになるのです。禁止することでは、つまり、近視眼的な検閲では、たんに目先のことや現在の安全を保障することができるだけであり、それでは、未来には災いが迫ってきてることなどに気付くことはありません。私たちが、危惧と懸念でもって余所に知らせることを避けていたとしても、その抗議文は、一度発送されていたのであり、外部に漏れる多くの方法が開かれていたの

であります。私たちは、当初から、抗議文を流布させようとは思っておりませんでした。が、それらが秘密のままに留めおかれるることを待ち望んでいたわけでもありませんでした。私たちのまったく知らないイギリスやフランスの新聞通信員が、私たちの意図や目的を聞き知り、それを報じたことに関して、私たちに罪があるのだろうか。私たちは、そのような貧弱な短い記事でもって何を目論むことができただろうか。そもそも、私たちは何も隠そうとしなかったし、私たちは率直に、あらゆる根拠でもって説明するつもりでおりました。そういう私たちであったのです。そもそも、こうした内容のない情報に一体、罰するに値する何があるというのだろうか。私としては、私がとった行動、誰も事実の経過を前もって知ることのなかつたこと、私が今なお罪に当たることはないと判断していることを、何のためらいもなく陳述いたしました。すなわち、そこで私は、抗議文を発送して4日後に、つまり、その頃すでに無数の写しが出回り、近隣の公の新聞ではその概要が報じられていた時点で、外国に住んでいる或る友人に、決して公表するということではなく単に閲読してもらうために、文書全体のコピーを一部同封して伝えた、ということを申し上げたわけあります<sup>原注4)</sup>。私の知る限りでは、私の同僚たちもやはり、似たような態度で主張したはずであります。誰も、他の誰かにどうしたらいいかなどと聞いたりしませんでした。4人の同僚は、外部に抗議文を知らせる機会をもつことはありませんでした。仮に、抗議文がいち早く公表されたということの直接の原因は私たちであったということが、実際に認められ得たとしても、果たして、そのことが国外追放の刑に処せられるに値するのだろうか。ましてや、そもそも抗議文を[公表する意図などなく、たんに——訳注] 当局に伝えたというだけで、何らかの処罰を課せられるのだろうか。もし明らかにされるものが、正義と真理に基づいて

---

原注4) 私の陳述は、大学の調書に記録されているはずであります。にもかかわらず、12月17日のハノーファー新聞は、私が述べた内容を、あからさまに、抗議文書を広めるのに手を貸したこと自白したものであった、と記しております。私は、ごく普通の尋問に応じた際、問われるがままに、はなはだ些細な取るに足りない事柄も、それなりに正直に包み隠すことなく申し上げました。しかし、その結果が、何故、家屋敷を明け渡し、私の家族と財産を見捨てることを、私に課してこれるのか。どのような野蛮さ・残忍さがあれば、友人との交流を禁じることができるのだろうか。あの抗議文書は、確かに、どこの新聞であろうと、私を経由して届けられるということはありませんでした。同時にまた、どの公の新聞も、その文書をすでに別途、借り出すことはできたのであります。

いるのであれば、世の中に、たとえ国王の前にであっても進み出て、言い表されて然るべきであります。が、私たちは、その抗議文を、国王に宛てたわけでもなく〔抗議文は、大学監督局宛てになっている。——訳注〕、また直接的に公にしたわけでもありません。結局、私たちは、敬意の念という人間に自然な恭順の感情のままに行動したにすぎないのでありました。

さて今や、私は、将来のゲッティンゲン大学史の書き手たちが、大学年鑑から消し去りたいと願うことになるであろう出来事、すなわち、悪評の高いローテンキルヒエン (Rothenkirchen) への代表団のことについて言及しなければなりません。

私たちの抗議には内在する真理が備わっていることを、ハノーファーにおいても、心ならずも感じたに違いありませんでした。そこで、長い間続いた沈黙の後、他の大学を脅かして、今後懸念される一切の支援行動が起こってくることを封じ込めるといった試みが意図的になされたのでありました。うわさによると、国王自身が、ゲッティンゲンにやって来て、抗議した人々に彼の怒りの丈をぶちまけようとしたということです。実際には、彼は、そこからおよそ4マイル程離れた狩猟の館ローテンキルヒエンへ赴きました。

11月の末頃、学長代行 (der Prorektor) は [ゲッティンゲン大学では、本来の学長の名称 Rector Magnificentissimus は国王のためにとっておかれ、実際の大学の代表者は Prorektor である、という。千代田、前掲62頁参照。ここではそれに学長代行という訳語をあてた。——訳注]、国王がローテンキルヒエンにおいて大学側からの挨拶を待ち望んでいるということを、大学評議員会に通告いたしました。しかし、考えてみれば、この通知手続きというのは、余計なことであるように思われました。というのも、大学側の感謝の念は、すでに、記念祭の折りに、溢れんばかりの謝辞でもって示されていたからであります。それにもかかわらず、内閣のすなわち大学監督局の公式の招待状が学長代行に届いており、避けては通れない状況にあると思い込まれておりました。が、後になって、それは事実とは違い、そこには或る第三者が一役買っていた、ということが知れ渡ることになりました。畏敬の念を表明することなら、大学評議員会として然るべきことであり、何ら文句を付けるべき筋合いではありませんでした。学長代行は、同時に政府の全権代理人であり、また法学部の学部長も兼任しておりました。が、その学長代行のほかに、前

法学部長、他の残り3学部の学部長が、派遣されることになりました。評議員のなかには、だんだんと立ちこめてくるただならぬ雲行きが、あるいは派遣された代表団の自由で率直な発言によって鎮められるかもしれないとさえ思っていたひともいたかもしれません。代表団は、その発言内容に関し、前もって話し合うということが何もありませんでした。それは、しかし、あまりに奇妙で、否まさに考えられないことと一般には映ったことであります。が、代表団には、すべての現状をじっくりと考慮するための時間は、わずか一両日しかありませんでした。前もっての準備など何らすることなく、全くの自己満足の体で、彼らは、11月30日に、ローテンキルヒェンへ向けて出発いたしました。ローテンキルヒェンに到着するとすぐに、代表団は、大学の上奏文 (Adresse) を持参しているかどうかを問われました。が、それに対して持参しないと答えることは、そうした書状なしには、彼らは国王への謁見を許されないということを意味しておりました。こうした場合、この書状を作成するためにその場を引き取り帰郷すること、それこそが、簡単明瞭な、場合によつては望ましい方策、打開策でありました。が、逆に、学長代行は、宮殿の控えの間でそのような書状を急いで作成し、それで謁見への道を切り拓こうと決心したのでした。彼は、最初、ごくありふれたこと、すなわち、格別な意味など何らもない内容で書き上げ、それを提出したとのことであります。しかしながら、その書状は受け取ってもらえませんでした。つまり、書状には、抗議を非とする、抗議に対して賛同しかねる趣旨が表明されていなければならぬ、という説諭とともに突っ返されたのであります。派遣された代表団の面々は、今や、難しい、苦悩に満ちた事態に直面していることを悟ったのでした。というのも、彼ら自身、実際にはそうは感じてないことを表明しなければならないわけであり、また、そうした内容を表明するために最小限必要な、彼らを派遣している評議員会からの全権委任など、断じてなされていなかったからであります。実直な人々にとって、ここで、同僚のとつた行動について即座に否定的な評価を下すことを執拗に迫られた場合でも、なお、みんなが納得のいく方策は残されていたのであります。すなわち、そのための全権が委任されてないということで、その場を引き下がることであります。が、代表団は、迂回して、つまり不法手段をとつても、この場をくぐり抜けようと考え、こうして、或る新たな上奏文が捻り出され、捏造されたのでありました。端的に表現

されることなく、もって回った中身のない決まり文句で埋められたその上奏文は、おそらく、弁解がましい非難、つまり問題の核心そのものではなく、抗議文があまりに早く流布したことについての遠回しの叱責を、どうにか言い表そうと務めたものであったように思われます。この上奏文がどういう内容のものであったのかという口頭による説明も、いわんや、一字も違うことなく提出された文字通りの文書内容も、それを知りうる方法が、今日までどうしても見つけられそうにありません。が、その文書は、ともかく国王を十分に満足させるものとなりました。そこで国王は、承諾された隸属関係に従って、次のような返答を与えることになりました。つまり、今や、国王の不興を招いたのは、あの抗議文に署名した人々だけであり、その他の大学関係者は、国王に対する忠誠心が立証されたのだから賞賛されてよし、というわけであります。さらに、学長代行は、特別に一人で秘密裡に引見したのであります。そこで彼には、自らの判断で請け負える、対処できると感じた限りの彼の私的見解について、自由に話すことが許されていたものと思われます。しかし、彼らがローテンキルヒエンで述べたといわれる内容に関していえば、学長代行個人という立場でもなく、学部長という立場でもなく、彼らは大学の同僚たち全員の代表として行動する責務があったわけですから、大学、学部、評議員会の名において、こうした全く生温い応答に終始することなどできるはずはなかった、ということは明らかであります。

彼らがローテンキルヒエンでどのような折衝をし、どのような方向付けがなされたにせよ、ともかく、故郷に戻ったなら遅滞なく、彼らは、委任した評議員会に対してだけでなく、そのような重要案件においては全ての教授団に対しても報告すること、それは、どうしても果たさなければならない彼らの責務でありました。それにもかかわらず、12月1日から14日まで、すなわち、私と大学とのこれまでの関係が解消され、免職となった日まで、つまり、まるまる2週間ものあいだ、学長代行の側から国王とのやりとり、事の経過について、私に対しなんの一言もありませんでした。信じられないような話ですが、事実はそうなのであります。評議員会で起こったことについては、他の誰かに詳しく報告していただきたいものであります。というのも、学長代行は、評議員会の席でも、自分は一般的なことを申し上げたに過ぎず、問題になるような発言は一切していない、と公言し、個々のより詳しい説明

は何らなされることなく、真相をありのままに伝えることを避けていた、という話であります。もちろん他の代表団にも責任はありますが、少なくとも彼らの団長には、彼らがゲッティンゲンに戻ってきて以来、こうしたまずい情況に立ち至った経緯を釈明し、事態の真相を究明するもっとも厳しい法的倫理的義務があるはずです。彼らの私的な発言を聞いてみると、彼らの内にまだなお根を下ろしている信念が傷つけられるようなものは何も譲り渡した覚えはない、率直に語られているようにも見受けられます。つまり、彼らは、動機においてこれまでいつもそうであったように、仲間たちに誠実であった、というのであります。しかし、数日後、彼らのいうそのような否認が、上で咎められることになった時、彼らは事の真実を述べないと、おそらく世間は感じたとすれば、彼らにとって、自らの行為を正当化するどころではなくなってしまいました。

代表団の面々が、国王の不興が爆発するにしても彼らはそれに何ら係わりをもたぬようにという願いを心中秘かに抱いていたとするならば、まことに当然のことながら、彼らは思い違いをしていたことになります。彼らの男らしくない態度、彼らがローテンキルヒエンで発した言葉に現れていた倫理的感覚の鈍さが、たとえ私たちの破滅 (Verderben) を準備したのではないにしても、その総仕上げをしてしまった元凶であることは明らかであります。この点は、率直にはつきりと述べておかなければなりません。彼らには、同僚への弾劾、非難に対しては、問題となっている核心に踏み込み、謙虚に敬意を込めて、しかし恐れることなく彼らの信念を表明するという道徳的義務がありました。このことは、彼ら自身否定しないのなら、誰も否定しないであります。しかし、12月6日のハノーファー新聞の記事が公になることによって、彼らは、諸々の幻想や期待から、突然、現実に引き戻されたことに気づいたのでした。その記事には、同意のないあの上奏文が提出されたことを以前伝えただけでは満足せず、今度は、各学部長の面前で、代表団の長である学長代行が行ったといわれている挨拶の全容を、一言一句詳細に報告されておりました。それによれば、挨拶のなかで不当に大学の名が使用されており、総じて大学は抗議をしている7名の教授との関係をすべて断っているだけでなく、彼らの志操 (Gesinnung) を公然と誹謗し軽蔑している、というのであります。これを書いたひとが誰であろうと、この記事の執筆者は、この捏造記事がずっと先まで生じさせ

ることになった悪意に満ちた印象が彼の念頭に浮かぶたびに、これから先もずっと、赤面させられるにちがいないであります。」「これはでたらめな記事だ」と、刷り上がった記事の文言を指し示しながら、代表団の一人が、私に面と向かって言つてきました。が、それはまた、代表団の行動全体を誇張して表現した或るカリカチュア、戯画でもあったのです。仕掛けられた罠に軽率にも陥った同僚についての意見なり判定は、寛大なものでなければなりません。私は、名誉感情が彼らに拒みがたい要請を提起するであろうと、いつでも思つておりました。そして、これから先、たとえ彼らの地位を犠牲にしてでも、あらゆる嘘、偽りから解放されんことを願つております。世界中どこでも、ローテンキルヒエンで彼らのペン先から、また彼らの口先から発されたものを、原文通り逐一公表し、事実の歪曲に対して自由に反論する権利が、彼らから奪われてはならないであります。私は、ここで彼らのなした署名のことを指しております。しかし、彼らは躊躇に躊躇を重ねており、今日に至つてもなお、彼らの沈黙は破られておりません。どのような外交上の規範が、はじめて、真正の記録を作り出すことに踏み出せるのでありますか。

ローテンキルヒエンでの事態によって、人々の心情は分裂の度を増していく、わずか数日のあいだで、教授たちの緊張は、かつて信じられないほどに高まっていきました。また、私たちの志操に近い考え方をもった若干の高潔な友人のあいだでは、私たちの行動の後に続こうとする決意が、危険が増大するにつれて逆にますます急速に固まつていったのでありました。その一方で、今や、政府の決断は、矢継ぎ早に、しかも意外な方法で迫つてきておりました。政府には、公然と表明された諸原則が政府にとって好ましくない教師に対し停職を命じる権限がありました。それについては、私たちも心の準備をしておかなければなりませんでした。しかしながら、処分の仕方として二通りの方法がありました。すなわち、私たちの停職を、憲法問題に関する疑義や曖昧な点が、1819年に制定された憲法に則った等族会議の召集によって明確にされ、決定が下される時点まで先延ばしするか、あるいは、ただちに停職の決定を下すか、であります。第一の方法と比較して、より厳しいこの第二の方法でさえ、まだ寛大に過ぎると思うむきもありました。先ず、抗議文書を流布させた件で、短い簡単な糾問手続きがなされました（そこで私は生まれて初めて、およそ法廷と呼ばれるところへ出頭致しました）。その後、国王は、7名の教授に対

し、12月11日付けで停職ではなく、その職務からの文字通りの免職という裁定を下したのでありました。また、この7名の教授のうちで、抗議文の写しを外部に伝えた3名の教授には、3日間という猶予期間内に、国外へ退去せよという命令が課されたのでした。そして、もしその命令に従わない場合には、3名は、投獄されるというのであります<sup>原注5)</sup>。しかし、一体誰が、罪もなく、囚われの身を託つことを好むでありますか。

学長代行は、実は彼自身、心中では何ら非難すべき点があるとは思ってない人々に対して、たんに国務大臣による副書があるだけで、当局の参加を求めるこなしに下された宣告を公表するに至りました。が、その際、彼は、良心の呵責に悩まされなかつたのでありますか。名誉感情が、彼の進まねばならない道を指し示してくれることはなかつたのであろうか。

当局による判決や権限なしになされたこうした裁定は、国王に属する勅令に定められた諸々の形式に表明されている解任調書手続きの違反ですらあります。こうした裁定によつては、私の職務とそれに伴う給与への私の既得権はまだ奪われてないと思っております。そしてまた、それに向けて私の意に添うようなあらゆる手段を法的に追求するつもりでおります。私は無理矢理、暴力に屈せざるを得なかつたのでありました。

大学に直属する当局、すなわち大学に所属する監督局は、大学の禍福にとって影響の大きい暴力的措置がとられる際に、一切を統制している国務大臣からほとんど照会を受けることも聴取されることもありませんでした。その結果、この大学監督局自体も、まるで戦闘状態で断行したような処分がなされたというゲッティンゲンからの情報によつて、12月17日か18日になってはじめて事態を知つたのでありました。

政府は、7名の教授に対する命令が執行されたという通知とともに、そのほかに新たなる6名の教授が、政府自体に対してではなく、公の新聞で即座に、ローテンキ

---

原注5) 彼ら3名に対しては、以下のことが呈示されました。3日間のうちに國を離れること。もし、彼らがその命令に自発的に従わないというのであれば、彼らに対する審問が容赦なく厳酷に続行され、その目的のために、彼らは、王国内の他の場所へ連行されるであろう。

ルヒエンの屈辱を共有する気は決してないということを表明した、という知らせも同時に受け取ることになりました。危機に瀕した1833年憲法を案じて出されたこの第二の抗議文は、その表現様式の点では、私たちが出した第一の抗議文書より弱々しくはありました。が、逆にまた、国王の不興がすでに表明された後で、敢えて私たちがなした抗議の列に加わろうとしている点では、この抗議文は、より強烈なものでありました。それは、私たちにとってこの上なく有り難い名誉回復となり、また、大学の精神に相応しい見事な証でもあります。私たちに対する処遇や宣告が、不当で情け容赦のないものであったのですから、後に続いて抗議する人々もまた、大目に見てもらいたいだとか、寛大な処置で済まされることを期待するつもりなど、さらさら無かったわけであります。しかしながら、政府は、彼らの言う公正に扱うという首尾一貫性を断念しながら、政府のとった処理方法が国内でもっとも貴重な建物に生じさせてしまった亀裂に、自ら立ち竦み、疑念を抱いているように思われました。傷つけられたひとつの石が、それから先、その亀裂を他の石にも走らせ、裂け目は広く長く延びていき、その結果、建物の壁全体が崩れ落ちていくことになります。こうした事態をどこでくい止めるか。それは予測さえつかないのであります。

私たちの解任が、国内の、正義感をもった大学のすべての構成員のあいだに、とりわけ大学で学んでいる若者たちのあいだに、どのような感動と悲痛をともなう印象、感銘を与えるにはおかなかったのか。そのことは、しかし、あらかじめ予見され得たことであり、実際また、強い印象を、世間一般にひろく植え付けることになったわけであります。私は、それをここに記述することは断念する。が、こうした声は、私の胸の内にしっかりと刻み込まれ、いつまでも忘れるとはありません。

この事件の結果は、ひろくドイツ全土で、どのように感じられ受け取られたのだろうか。また、これから先、この事件の影響はどのように及んでいくのでしょうか。それを把握することは、かなり困難であり荷が重いことあります。私としては、個人的に係わりをもった事柄に関してだけ論じたいと思っております。そこで、こうした事件の結果や影響についての分析を試みることは控え、その務めは、職責からいって否応なしに検討せざるを得ない人々に委ねようと思います。

さて、今や私の考え、決意、行動を、率直に余すところなく世上に披瀝いたしま

した。それらを打ち明けたことが、私にとって、何か役立つものなのか、それとも残念で惜しいことになるのだろうか。そんなことは、私の考量するところではなく、どうでもいいことがあります。この記録が後の世代のもとに届くならば、その時には、すでに鼓動も停止してしまっているであろう私の胸の内を読みとり、理解していただきたい。しかし、私は、呼吸をしている限り、自らの為すべきことをきちんと為し遂げたという喜びを噛みしめたい、と思っております。そしてまた、〔記録を残すという点で——訳注〕労を取ったことに関して、それは後々まで永く生き残るということが、私を心安らかに感じさせるのであり、その作業の価値が失われるのではなく、その意義が認められることを願うものであります。

(2005年8月13日)